

令和三年度 大学院人文科学府修士課程第1期入学試験問題

( 日本史学 )

次の一～八の設問から6問を選び解答せよ。但し、解答は全て縦書きとすること。

一 左に掲げた史料に関する設問(一)～(五)に答えよ。但し、設問(三)～(五)においては、必ずしも掲げられた翻刻の句点・読点に従う必要は無い。

諸道博士等勸申神鏡事、彼此不同、依何可行之哉。

〔御堂〕 〔藤原公任〕 〔公任〕 左大臣・左衛門督藤原朝臣等定申云、諸道勸文彼此縱橫也。各所准

〔藤原道長〕 申不相見歟。但、所申者、可成祈禱依龜兆之旨也。今、件神鏡雖燒

損、猶奉崇遺體、靈驗不可空歟。為當、奉改鑄本躰、可合於神意歟。

大都神意之趣、人間難決。然則、祈之神明、問之卜筮、相伝其告。

可被定行歟。抑、神鏡本體非一。或又、人代奉鑄此像之起、慥無所

〔十九〕 〔紙數〕 見、崇敬之間、頗以不審。況若及

改鑄者、非知本緣。可難左右歟。而一兩勸文之中有略。所勸申、事

趣不同。」

又難一決。重尋問之、各可令申詳旨歟。

〔公季〕 内大臣定申云、神鏡事去年定申、依諸道勸申可被行之由、而件勸狀

〔藤原公季〕 等不申一定。猶不可被改鑄歟。

〔儀同三司〕 〔藤原伊周〕 前大宰權帥藤原朝臣定申云、諸道勸申神鏡事、以本朝之書紀勸申之。

道々、其趣不詳。如海善澄之勸申、初同御座、次移別殿。仍每其所、

奉留

〔允亮勸申、神鏡三面天降者、此文已違日本紀說事〕

此體者、雖難、可似已無慥文。如允亮朝臣之勸申、神鏡三面已是天

降者。若依此文。又違日本紀之說也。何說况漢家之經典。〔傳〕 准申之

道々、尤難可

〔明經博士廣澄所申、尋崇神天皇御世例〕

相當。而至于明經博士廣澄所申、尋崇神天皇御世例、早可奉改鑄之

旨、專

〔奉改鑄旨、專不可然事〕

不可然。何以末代之人力輒動萬古之神物乎。但、神慮不圖。先任

道々遍申、可被致祈禱。然後若可奉鑄之告、有神宣灼然者、其時左

右之若無。慥告者、只崇此體、可奉尊重歟。

〔實資〕 〔藤原實資〕 〔時光〕 〔藤原時光〕 〔俊賢歟〕 右大将藤原朝臣・彈正尹藤原朝臣・權中納言藤原朝臣・左大弁藤

〔原行成〕 原朝臣等定申云、諸道博士等勸申神鏡事、博士等、洽聞其道、博通

其義。極九流之淵源、詳百家之子細者也。任彼勸狀可決一揆。而或

引唐家之典籍、或扞当朝之書記。論其鏡・釵、准彼璽鼎、然共因循

無謂証驗、不切。未知孰由得其是非。此中、明法博士等勸申、坐伊

(次の頁に続く)

世・紀伊兩國神宮之本體、各有所見。頗可此量歟。件神鏡者、昔、雖鑄治、靈効猶新。今雖燒損、神躰既存。推神躰之所遺、知靈効之不空。仍更不奉改鑄。須專致齋敬。然則、朝家之龜鏡弥明、聖若之福祚將久歟。

「隆家・忠輔之同也事、可尋之。」  
權中納言藤原朝臣定申云、神鏡之事、道々勘申旨、各以相分、善惡

難申。准的難量。「隆家」就中新鑄之事、不知如何。事依神明「謂之」可被安置本鏡歟。

「二十」「紙數」  
「有國」  
勘解由長官藤原朝臣定申云、諸道勘文云、口似可改鑄、其所引證文

云、秦始皇以藍田玉、刻造玉璽。漢代相傳、以為永宝者。始皇者、是莊襄王之子、二世而亡天下玉璽。又、為賊奪失。秦祚永絕、奉於神鏡者、鑄造之處也。天

「神代以来敢無遺失」  
齋下之者神也。神代以来、傳至當今。「一条天皇」敢無遺失累代之天日嗣也。昔

唐帝曰、日本天子、以日為兄、以月為姉。故稱天、「子」最可尊貴、以之知之。非可以秦皇

「神鏡雖僅四規不虧事」  
所造之璽。相比此神鏡矣。抑此神鏡、雖在灰燼、以頗有瑕、僅殘四規、無虧。以形體已全、而奉。始主上至于臣下、恐神鏡之乖常、歎靈姿之非例所疑者。若此及天祚之末、少神靈之効歟。任勤之間、神光照屋如迎日月。忽呈靈異、可謂表皇綱之長久也。加以、明法道勘文、天降三鏡之中、其一在紀伊國。謂之國懸。頗有不麗者、神代之物、猶有如此鏡。是照形之

「火事以後為在先事」  
宝也。火事之後、神意更照、「單力」非宝鏡也。有靈神哉。弥致如在之礼、殊奉崇敬。可期万代之皇基也。

奉安置本體、并祈禱・改鑄否事、諸卿所申各異。依何可行哉。  
左大臣重申云、神慮難測者、可祈請也。人事区定者、可卜筮之。隨其所告、可被行之由定申先了。仰有可改之告、若奉鑄之者、所遺之金、不可默弃。更混新金、可有其憚。若新舊之相混、別可奉鑄。其躰者以彼舊金。可移何處乎。依輒難定其所。欲奉安置一摠者、亦天無二日、土無二主。

唯一畏所之中、何有同躰之相並哉。  
内大臣已下定申旨如初。

寬弘三年七月三日

- (一) このような文書を作成する公卿会議を何と呼ぶか、答えよ。
- (二) この公卿会議に諮問された議題は何か、現代語にして二つ挙げよ。
- (三) 第一の諮問に対する内大臣の答申の部分を、漢字仮名混じりで読み下せ。
- (四) 第一の諮問に対する右大将たちの答申の部分を現代語に訳せ。
- (五) 第二の諮問に対する左大臣の答申の部分を、漢字仮名混じりで読み下せ。

二 左に掲げた①～⑧の史料集、工具書の中から三つを選び、これを用いる際に気を付けなければならないことを記せ。

- ① 唐令拾遺補      ② 平安遺文      ③ 国史大辞典      ④ 故実叢書本西宮記
- ⑤ 国史大系本類聚三代格      ⑥ 日本古代人名辞典      ⑦ 上海古籍出版社本唐会要
- ⑧ 国史大系本令集解

三 次の史料は、長享元年（一四八七）の周防大内氏の法令である。これに関する設問（一）～（四）に答えよ。

一 就御参洛、雖為無足不足之仁、任望可令供奉、至無御供之仁者、或於山口致祇候勤御番、或就御用可相動者也、於御家人者、此時先悉至山口可遂参上之旨、対同名又者同郷近辺衆中可令告知之由、所被仰出、壁書如件、

長享元年十一月十日

〔大内氏掟書〕

（一）この史料の本文を読み下せ。

（二）この史料の本文を現代語に訳せ。

（三）史料中の「無足不足之仁」とはどのような人物か、説明せよ。

（四）史料中の「御家人」とはどのような人物か、説明せよ。

四 次の①～⑤の語句・人名について説明せよ。

- ① 一色範氏
- ② 関東御領
- ③ 公方御倉
- ④ 伊勢神道
- ⑤ 寄親・寄子

著作権上の理由により，WEB公開版では，問題文から削除した。

(二) 史料の冒頭部の行から、「下河辺林右衛門ニ申付、先年御用ニて仕立候」までの部分について、  
釈文を作成せよ。但し、漢字・変体仮名は、現行の字体を用いて、適宜、読点を施すこと。

(二) 「下河辺林右衛門ニ申付、先年御用ニて仕立候」以後の部分について、内容を解釈せよ。

(三) 史料に記された事件が及ぼした様々な影響について、考えられるところを論ぜよ。

六 日本近世史に関する次の語句①～⑤を説明せよ。

① 崎門学派

② 『除蝗録』

③ 松平忠房

④ 銅代物替

⑤ 郷蔵

七 次の史料を読み、設問(一)～(五)に答えよ(史料は一部書き改めている)。

非常之事件起候而御配慮奉察候扱犯人処分之事疑問と相成候処此事若一時之事情之為錯誤を生候様之事有之候ては宇内有識者之笑を招き後世歴史上之汚点を遺し遺憾之事奉存候間申すも愚かの事に候へとも殊々御注意奉冀候

一、皇太子は君主に非ずして皇族に過ぎず「君主を犯すものは其国を犯すものなり」との公法上の論理は皇族に適用すへからず

二、日本刑法百六条は外国の君主及皇族に援引すへからず独国・伊国の刑法には外国君主を犯すの条あり(但し本国の君主を犯すよりも軽し又皇族を犯すの条なし)

三、故に謀殺犯の未遂として処分するの外なし

若此度之事之為に刑法を枉くる事あらは将来永久に刑法を以て外国人を統御するの国権を失ふへし右に付御参考之為パテルノストロ氏意見奉供清覽候 頓首

五月十三日

田中不二麿

井上毅

伊藤伯閣下

(一) 傍線部について、句読点を補いつつ、読み下せ。

(二) 二重傍線部の三項目について、解釈せよ。

(三) この史料の「パテルノストロ氏」とは、明治期に来日したお雇い外国人の一人である。同時期のお雇い外国人のうち、一名を取り上げ、知るところを四行以内で述べよ。

(四) この史料の宛名である「伊藤伯閣下」について、知るところを四行以内で述べよ。

(五) この史料に関係する「事件」について、その概要を説明せよ。なお、この史料の作成年代は、一八九一年と推定がなされている。



八 日本近現代史に関する次の①～⑤の語句を説明せよ。

- ① 寄生地主
- ② 内地雑居
- ③ 政友本党
- ④ 華北分離工作
- ⑤ 日韓基本条約